

委 託 契 約 書

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、須磨離宮公園における自動販売機による飲料等販売業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、須磨離宮公園の甲が指定する場所に自動販売機を設置し、飲料等を販売する業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託して誠実に業務を履行し、納付金を甲に支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 契約期間満了の3か月前までに、甲乙双方が契約終了の申し出をしない場合は、契約満了の日の翌日から起算して、さらに一年間同一の条件で契約を更新するものとする。ただし、その期限は令和10年3月31日とする。

（業務の内容）

第3条 乙が設置する自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置場所（以下「設置場所」という。）は、須磨離宮公園の甲が指定する場所とし、設置台数は10台とする。

2 販売品目及び販売価格は、乙の申請により甲が承認したものとする。

3 前項の販売品目は、良質で安全なものでなければならない。

4 乙は、前各項に定めるほか業務の内容に関して、別紙1「須磨離宮公園における自動販売機による飲料等販売業務の仕様書」の定めに従わなければならない。

（納付金）

第4条 第1条の規定により乙が支払う納付金は、月額〇〇〇,〇〇〇円に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

2 乙は、納付金を翌月の30日までに甲の指定する銀行口座に納付しなければならない。ただし、本契約の契約日に関わらず、納付金は2025年4月から支払うものとする。

3 事情により一月の内10日以上連続して休園となった場合は、納付金について甲乙で協議するものとする。

（経費の負担）

第5条 自動販売機の設置、移設、撤去、補修等に必要な経費は、乙が負担する。

2 乙は、自動販売機の稼動のために使用した電気の使用料相当額及びこれに係る消費税を、甲の請求により、翌月の30日までに第4条第2項の甲の指定する銀行口座に支払わなければならない。請求は半年毎とし、4月～9月使用分は11月に、10月～3月使用分は5月に、請求するものとする。

3 前条及び第1項、第2項の支払いに必要な手数料は、甲の定めるもののほかは、乙が負担しなければならない。

4 乙は、設置後に生じた事情の変更又は売上状況等により、大幅な販売品目の変更や機種変更をする場合には、あらかじめ甲と協議を行うこととする。なお、機種変更に要する費用は、乙が負担するものとする。

（遅延利息）

第6条 乙が納付金を甲が指定する期限後に納付する場合、当該納付金に、当該期限の翌日か

ら納付の日までの日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を加算して納付しなければならない。ただし、遅延利息金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(業務報告)

第 7 条 乙は、毎月の売上報告書を作成し、翌月の 10 日までに提出する。報告書は、自販機ごとの毎月の売上本数と売上金額及び苦情等について記載する。

(質問・調査)

第 8 条 甲は、必要があると認めたときは、本業務に関して乙に質問し、報告若しくは書類の提出を求め、又は実地に調査することができる。

(遵守事項)

第 9 条 乙は前条までに定めるもののほか、本契約の履行に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 本契約によって生じる地位又は権利義務を第三者に継承させ、若しくは譲渡し、又はこれらを担保に供しないこと。

(2) 営業に係る許可の申請又は届出等は乙の責任で行うこと。

ただし、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）（以下「法」という。）第 5 条第 2 項に定める許可（都市公園内に自動販売機を設置する許可）の申請については甲が行う。

(3) 設置場所に関して一切の私権を設定しないこと。

(4) 設置場所を業務以外の用途に使用しないこと。

(5) 法、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）、神戸市都市公園条例（昭和 33 年条例第 54 号）、神戸市都市公園条例施行規則（昭和 33 年規則第 117 号）、その他関係法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって設置場所を維持すること。

(6) 設置場所又はこの周辺を改修又は変更しようとするときは、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

(7) 業務中は、従業員に乙の定める制服等を着用させること。

(8) その他甲が必要と認めて乙に指示する事項に従うこと。

(損害の賠償等)

第 10 条 乙又は乙の関係人が故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたとき、若しくは設置場所を損傷したときは、乙は、この損害を賠償し設置場所を原状に回復しなければならない。

(違約金)

第 11 条 乙は、第 1 条、第 3 条、第 9 条若しくは前条の規定に違反したとき又は第 16 条の規定に該当するときは、違約金として違反時の月額納付金の 12 か月分に相当する金員を、甲の指定する期日までに甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であって、第 10 条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

(契約の解除・失効)

第 12 条 甲及び乙は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときは、直ちに本契約を解除することができるものとする。

(1) 相手方に本契約のいずれかの条項に対する重大な違反があったとき。

(2) 乙に第 7 条に定める業務報告又は提出書類に重大な虚偽があったとき。

(3) 乙が法令に違反したことにより飲料の販売に関する営業許可を取り消され、又はその他

の処罰を受けたとき。

(4) 甲が法第5条第2項に定める許可を取り消されたとき。

(5) その他本契約を解除する正当な事由が生じたとき。

2 乙は、自己の都合により契約期間満了前に契約を解除しようとするとき、6か月前までに甲に申し出なければならない。この場合の解除日は、6か月後の月の月末とする。

3 天災地変又は不可抗力により乙が本契約を履行できなくなったときは、本契約は効力を失うものとする。

(原状回復義務)

第13条 契約期間が満了し、又は前条の規定により、本契約が解除され、若しくは失効した場合、乙は甲の指示するところに従い、契約期間満了日又は甲の指定する期日までに、自動販売機を撤去し、設置場所及びその周辺を原状に回復しなければならない。ただし、甲が認める場合、乙はその範囲において原状回復の義務を免れる。

2 乙が前項の義務を履行しないとき、又は甲が必要と認めたときは、甲が前項に定める撤去又は原状回復を行い、これに要した費用を乙に請求することができる。

(損害の賠償)

第14条 甲及び乙は、本契約に定める義務を履行しなかったため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第15条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等に対する除外措置)

第16条 本契約締結に当たり乙が提出した入札参加申込書兼誓約書の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合には、甲は乙に対して第16条の規定に基づく違約金の請求、第11条の規定に基づく契約の解除を行うことができる。

(裁判管轄)

第17条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって、その管轄裁判所とする。

(疑義の解釈)

第17条 本契約に定めのない事項又は本契約の履行に関して疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年4月1日

神戸市須磨区緑台

甲 公益財団法人神戸市公園緑化協会
理事長 鍵本 敦

乙